

相談

無料法律相談

福島県弁護士会白河支部
弁護士による無料法律相談
を実施いたします。

お気軽にご利用ください。
なお、予約が必要となり
ます。

◆日時 10月23日(金)
13:00～16:00

◆会場 泉崎村保健福祉
総合センター

☎村社会福祉協議会

☎0248・54・1555

心の相談会

心理士による心の相談会
を実施します。相談は無料
で、秘密は厳守します。

心の悩みでお悩みの方、
又はその家族の方はこの機
会にご相談ください。

なお、事前の予約が必要
です。希望される方はご連
絡ください。

◆日時 応相談

◆会場 泉崎村保健福祉
総合センター

☎保健福祉総合センター

☎0248・54・1335

心配ごと相談所

村社会福祉協議会では心
配なことがあって困って
いる方のために、心配ごと相
談を行っています。

秘密は厳守しますので、
お気軽にご相談ください。

◆日時 10月10日(土)
10:00～12:00

◆会場 泉崎村保健福祉
総合センター

◆相談員 村民生委員
有賀路夫・星キヨ子

☎村社会福祉協議会

☎0248・54・1555

案内

総務省統一QRコード「JPRQR」 事業者説明会

現在総務省では、一般社
団法人キャッシュレス推進
協議会により策定されたQ
Rコード決済統一規格「J
PQR」の普及を推進して
おります。

その一環として、泉崎村
でも「JPRQR」に関する
事業者向けの説明会を開催
いたします。

参加を希望される方は、
10月9日(金)までに役場また
は商工会までお申込みくだ

さい。

◆日時 10月21日(水)
14:30～16:00

◆会場 村防災センター

◆申込締切 10月9日(金)

☎村総務課企画財政係

☎0248・53・2409

☎泉崎村商工会

☎0248・53・2202

国道4号(矢吹鏡 石拡幅)の変更に 関する公聴会

都市計画道路国道4号
(矢吹鏡石拡幅)の変更に
関する公聴会を左記のと
おり開催します。

【公聴会】

◆日時 10月27日(火)
18:30～

◆場所 矢吹町文化センタ
ー大ホール

【都市計画案を縦覧します】

◆日時 10月6日(火)～10月
20日(火)

◆場所 村事業課建設水道
係、県南建設事務所企画調
査課、県庁土木部都市計画
課(福島市)

【公述の申出】

公聴会で計画案に意見を
述べようとする方は、10月
20日(火)までに、縦覧会場に
備え付けの用紙に必要事項

を記載し、申し出をして
ください。

※公述できるのは、県中都
市計画区域又は県南都市計
画区域内に住んでいる方
です。

☎県南建設事務所企画調査課

☎0248・23・1617

☎県庁土木部都市計画課

☎024・521・7507

10月は不正軽油撲滅 強化月間

県では、10月を「不正軽
油撲滅強化月間」と定め、
関係団体と協力して、不正
軽油の排除に取り組んで
おります。

軽油に課税される軽油引
取税を脱税する目的で、軽
油に灯油や重油を混ぜるな
どして製造された燃料、い
わゆる「不正軽油」が正常
な軽油と偽って販売、使用
されている事例があります。

この不正軽油は、悪質な
脱税行為であり、環境汚染
や不法投棄の問題のほか、
公正な市場競争の障害、更
には暴力団等の資金源にも
つながります。

「不正軽油を作らない・売
らない・買わない・使わな
い。」



豚肉専門店

ノーベル

〒969-0101 西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針 63-1
FAX: 0248-53-4147

TEL (0248)53-4129

<http://www.yumeaji.com>

E-mail novel@yumeaji.com
AM11:00～PM7:00 ●火曜日定休

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限 齋藤 電 工
会 社

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1
TEL 53-2914 FAX 53-4566

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆様のご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

◎県庁総務部税務課

☎024・521・7205

FAX024・521・7905

✉zeimu@pref.fukushima.lg.jp

◎県南地方振興局県税部

☎0248・23・1519

FAX0248・23・1521

✉kennan.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

「法定相続情報証明制度」が便利でお得です

全国の登記所（法務局）において、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する「法定相続情報証明制度」を取り扱っています。

この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）

手数料も無料で、複数ある相続手続が同時に進められるなど、とても便利でお得な制度ですので、是非ご

活用ください。

発行に必要な書類等、詳しくは法務省ホームページ又は、下記までお問い合わせください。

※相続手続が必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

◎福島地方法務局白河支局

☎0248・22・1207

離婚時の年金分割制度のお知らせ

・離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることが出来ます。

・離婚後2年以内（※）に手続を行っていただく必要があるため、お早めに、お近くの年金事務所までご相談ください。

※年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立から6ヶ月以内であれば手続き可能です。

※調停等の成立日が令和2年8月2日以前の場合は1ヶ月以内
年金分割の方法（2種類）
①合意分割

・お二人からの請求により、年金を分割できます。

②3号分割

・サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者（※）であった方からの請求により、年金を分割できます。

・年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。

・平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上6歳未満の方。

相談の際は、基礎年金番号がわかるものをご準備の上、ご予約をお願いします。

◎年金相談予約受付専用電話

☎0570・05・4890

◎白河年金事務所

☎0248・27・4161

知ってますか？
建退共制度

建退共制度は、中小企業

退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

◆加入できる事業主
建設業を営む方

◆対象となる労働者
建設業の現場で働く人

◆掛金 日額310円

◆特徴 国の制度なので安全、確実、申込み手続きは簡単です。経営事項審査で加点評価の対象となります。

掛金の一部を国が助成します。掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

◎建設業退職金共済福島県支部

☎024・523・1618

確かな信用、確かな技術

上下水道 / 設備工事 / 土木とび工事

株式会社 兼 千

〒969-0102 泉崎村大字関和久字瀬知房5
TEL 54-1101 FAX 54-1103